

川崎市幸区選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項又は第4項の規定による、川崎市幸区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和8年1月27日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

1 場 所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番1号

川崎市幸区役所内

川崎市幸区選挙管理委員会委員室

2 日 時

令和8年2月5日 午後5時30分